

第4回 戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム (概要)

日 時：令和2年3月4日（水）10:30～12:00

場 所：厚生労働省11階 共用第8会議室

出席者：浅村主査、浅利構成員、坂上構成員、篠田構成員、橋本構成員、盛川構成員、
山田構成員

概 要：

1. 鑑定結果の公表について

- ・ ロシアの9事例のDNA鑑定の結果は、「判定不可」と、「日本人である可能性は低い」の2つだが、判定不可は、日本人かもしれないものと、判定ができなかったものの両方が入るので、それぞれがきちんとカテゴライズされて、9事例の全てのデータが同じ基準で公表されることが必要。

2. 検体の対象とする部位について

- ・ これまでどおり、基本的には歯あるいは四肢骨、錐体部と言われる頭蓋骨の一部を試料とするが、それらの部位がない場合には、遺骨鑑定人が適当と判断する緻密な骨を鑑定する。

3. 個体性のない破片状の遺骨の取扱いについて

- ・ 遺骨鑑定人が骨を見たときにどの部位の骨であるかを同定できないものについては現地で焼骨することもある。
- ・ 獣骨が混ざっているような場合も予想されるため、人の骨でどの部位ということが分かっているものをDNA鑑定の対象にすることが適当。

4. 鑑定プロセスについて

- ・ 基本的に全ての遺骨に関して所属集団を決定し、個人の特定制も行っていく。
- ・ STR型で判定不可だが、次世代シーケンサーで所属集団が分かったという場合に、その情報がSTR型で分析を行った者にフィードバックされることが必要。
- ・ DNA鑑定で判断できなかったものについて、専門家による総合的な判断を行う事は重要だが、非常に難しい。具体的にどういった体制で判断を行うか、検討する必要がある。

5. その他

- ・ 遺骨収集は、遺族の心情に配慮することが第一義。遺族が元気なうちにいかに多くのご遺骨を祖国にお迎えできるかを念頭に置いて検討をいただきたい。